

ID: 5377

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	勧告に係る措置命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (監督) 第56条 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5378

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	措置命令不履行に対する業務停止等		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (監督) 第56条 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5379

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	法令違反等による解散命令		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第56条第8項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (一般的監督) 第56条 8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 5380

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	公益事業又は収益事業の停止命令		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第57条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (公益事業又は収益事業の停止) 第57条 所轄庁は、第26条第1項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 (1) 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 (3) 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1913

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進認定の取消し		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第145条第1項及び第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉連携推進認定の取消し) 第145条 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消さなければならない。 (1) 第128条第1号又は第3号に該当するに至ったとき。 (2) 偽りその他不正の手段により社会福祉連携推進認定を受けたとき。 2 認定所轄庁は、社会福祉連携推進法人が、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉連携推進認定を取り消すことができる。 (1) 第127条各号(第5号を除く。)に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたとき。 (2) 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの申請があつたとき。 (3) この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 3 認定所轄庁は、前2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。 4 第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された社会福祉連携推進法人は、その名称中の社会福祉連携推進法人という文字を一般社団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。 5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第29条第6項及び第7項の規定は、認定所轄庁が第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消した場合について準用する。この場合において、同条第6項中「行政庁は、第1項又は第2項の規定による公益認定」とあるのは、「社会福祉法第139条第1項に規定する認定所轄庁は、同法第126条第1項に規定する社会福祉連携推進認定」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1016

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の9第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第78条の9 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 (3) 第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。 (4) 第78条の4第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1017

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者に対する指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の10
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第42条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第4項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第6項第3号から第3号の4までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の2第8項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業員に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の4第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第28条第5項(第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項、第33条の3第2項及び第34条第2項において準用する場合を含む。第84条、第92条、第104条及び第114条の6において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (8) 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。 (9) 指定地域密着型サービス事業者が、第78条の7第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (10) 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業員が、第78条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。	

- (11) 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第42条の2第1項本文の指定を受けたとき。
- (12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (13) 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第29条第18項の規定による通知を受けたとき。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (15) 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (16) 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1811

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者に対する措置命令		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第83条の2第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第83条の2 市町村長は、指定居宅介護支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合 当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。 (3) 第81条第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅介護支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。 5 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通知しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1812

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第84条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第84条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅介護支援事業者に係る第46条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定居宅介護支援事業者が、第79条第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定居宅介護支援事業者が、当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について、第81条第1項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定居宅介護支援事業者が、第81条第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 第28条第5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。 (6) 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (7) 指定居宅介護支援事業者が、第83条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (8) 指定居宅介護支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第83条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (9) 指定居宅介護支援事業者が、不正の手段により第46条第1項の指定を受けたとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅介護支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (12) 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 市町村長は、保険給付に係る指定居宅介護支援又は第28条第5項の規定により委託した調査を行った指定居宅介護支援事業者(他の市町村長が第46条第1項の指定をした者に限る。)について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該他の市町村長に通	

知しなければならない。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 30 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1018

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する措置命令
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の18第3項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第115条の18 市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。 (2) 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準若しくは当該市町村の条例で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。 (3) 第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。 (4) 第115条の14第7項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定地域密着型介護予防サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。	
備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日
-----------	-----------------	---------	----------------

ID: 1019

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の19
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第115条の19 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に係る第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第2項第4号の2から第5号の2まで、第9号(第5号の3に該当する者のあるものであるものを除く。)、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるものを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第4項第3号から第6号までのいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の12第6項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。 (4) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。 (5) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (6) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の14第8項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (7) 地域密着型介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。 (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、第115条の17第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (9) 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の17第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (10) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が、不正の手段により第54条の2第1項本文の指定を受けたとき。 (11) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、この法律そ	

の他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(12) 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(13) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(14) 指定地域密着型介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日

平成 28 年 4 月 1 日

最終変更年月日

令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1020

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定介護予防支援事業者に対する措置命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の28第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【根拠条文】 (勧告、命令等) 第115条の28 市町村長は、指定介護予防支援事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 当該指定に係る事業所の従業員の知識若しくは技能又は人員について第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たしていない場合 当該市町村の条例で定める基準又は当該市町村の条例で定める員数を満たすこと。 (2) 第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。 (3) 第115条の24第5項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定介護予防支援事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第1項の規定による勧告を受けた指定介護予防支援事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護予防支援事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 1021

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の取消し等
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の29
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第115条の29 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防支援事業者に係る第58条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 指定介護予防支援事業者が、第115条の22第2項第3号の2から第4号の2まで、第8号(同項第4号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)又は第9号(同項第4号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。 (2) 指定介護予防支援事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準又は同項の市町村の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。 (3) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 指定介護予防支援事業者が、第115条の24第6項に規定する義務に違反したと認められるとき。 (5) 介護予防サービス計画費の請求に関し不正があったとき。 (6) 指定介護予防支援事業者が、第115条の27第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (7) 指定介護予防支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の27第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (8) 指定介護予防支援事業者が、不正の手段により第58条第1項の指定を受けたとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防支援事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (11) 指定介護予防支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。	

備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日